

令和 8 年度第 1 回茨城県環境審議会

日 時：令和 8 年 8 月 20 日 (木) 午前 10 時 30 分から

場 所：茨城県開発公社 4 階 中会議室

次 第：別紙のとおり

出席者：別紙のとおり

○司会(大高総括課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまより、令和8年度第1回茨城県環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境政策課総括課長補佐の大高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の審議会は、この場に出席いただく方式とオンラインで出席いただく方式のハイブリッドで開催しております。

ご不便な点もあるかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、県民生活環境部長の砂押よりご挨拶を申し上げます。

○砂押県民生活環境部長

皆さん、改めまして、こんにちは。茨城県県民生活環境部長の砂押でございます。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、環境審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、本県の環境行政の推進に格別のご尽力を賜っておりますことも、重ねて御礼を申し上げたいと存じます。

さて、本日の議事でございますが、報告事項2点を提出させていただいてございます。

まず、1点目は、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第9期)の策定状況についてでございます。

昨年9月の審議会におきまして諮問をさせていただいた後、これまで、専門部会におきましてご審議を賜ってきたところでございまして、本日は、その中間報告といたしまして、現在までの検討状況をご報告させていただくものでございます。

来年2月の本審議会での答申に向けましてご審議を賜れればと思っておりますのでございます。

次に、2点目でございますが、本県環境の概況及び関連施策につきまして、毎年報告をさせていただいているものでございますが、本県環境の全般について、直近の状況や実績、そして、それぞれの関連施策の内容をご説明させていただきたいと存じます。

委員の皆様から幅広くご意見をいただくことで、今後の環境行政のさらなる充実を図ってまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、後ほど、担当課長からご説明いたしますが、いずれの事項も重要な内容でございます。ぜひ忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

それでは、議事に入ります前に、今年度から新たに就任された委員をご紹介させていただきます。

できます。

茨城県議会防災環境産業委員会委員長の交代によりまして、前任の水柿委員に代わりご就任いただきました磯崎達也委員でございます。

○磯崎委員

よろしくお願いします。お世話になります。

○司会(大高総括課長補佐)

なお、本日の出席につきましては、出席者名簿のとおりでございますが、先ほど、本日、WEBで参加予定でございました中小企業レディース中央会 鈴木委員より欠席のご連絡がございましたので、お知らせをいたします。

続きまして、本日の資料についてご確認をお願いいたします。

次第、出席者名簿、座席表のほか、資料につきましては、資料1、参考資料1－1、資料2及び参考資料2－1から2－7までとなっております。

資料の不足などございましたら、事務局までお申しつけください。

また、オンラインでの会議参加の皆様をお願いいたします。

ビデオは常時オン、マイクはご発言のときのみオンにさせていただきますようお願いいたします。

発言をご希望の際は、挙手機能をご利用の上、会長からご指名がありましたら、マイクをオンにしてご発言をお願いいたします。

それでは、内藤会長に議事の進行をお願いいたします。

○内藤会長

内藤でございます。

皆様、よろしくお願い申し上げたいと思います。

本日の議事は、お手元にお配りしてある次第にありますように、報告事項2件を予定しております。

委員の皆様には、ぜひ、幅広い視点と豊かなご経験から、忌憚のないご意見をお願いしたいと存じます。

なお、本日は、12時をめぐりに終了するよう進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、会議録への署名をしていただきます委員を指名させていただきたいと存じます。

本日、この場にいらっしゃっております岡田委員と水野委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。

報告事項 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第9期)の策定状況についてでございます。

本件につきまして、本審議会霞ヶ浦専門部会の部会長でもあります古米副会長及び事務

局から説明をお願いいたします。

○古米副会長

霞ヶ浦専門部会の部会長を務めております古米です。

第9期の霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の策定につきましては、昨年9月に当環境審議会への諮問がありまして、霞ヶ浦専門部会設置規定第2条の規定に基づいて当部会で調査・審議をしております。

その経過について、資料1を用いてご説明させていただきたいと思います。

まず、審議状況でございますが、表にありますように、9月の諮問を受けた後、5回の開催を行っておりまして、第9期の策定のために、今、進行しております第8期の計画における水質状況、あるいは施策の実施状況、さらには、次期第9期の計画の方針、施策の内容について検討しております。

表の中を見ていただきますと、水質予測モデルであるとか、あるいは霞ヶ浦ふれあい指標という言葉が出ております。第9期におきましては、三次元の流動水質モデルを活用するという、従来のモデルよりもバージョンアップした形で水質浄化、あるいは水質保全に導入する対策がどう効果があるのかという解析ができるモデルを導入しております。

同時に、ふれあい指標を活用しながら、霞ヶ浦の水質だけではなくて、霞ヶ浦自体を水環境として捉えるという方向性で第9期の計画を策定しているということでございます。

ちなみに、湖沼の水質保全計画というのは、全国で11の指定湖沼、すなわち水質環境基準が確保できていない湖沼でさらに総合的な水質保全を進める計画です。霞ヶ浦は、1986年、ちょうど40年前に指定されて水質保全計画を作って、5年置きに計画更新を実施しています。ちょうど40足していただくと、今年が2026年ということで、第9期計画を策定しているところでございます。

下に書いてありますように、今後のスケジュールでございますが、本年10月頃に審議会へ計画案を報告させていただいた後、パブリックコメント等を経て、来年の2月の審議会で最終計画案を報告させていただき、答申いただければと考えております。

これまでの審議状況、今後のスケジュールについては、以上となります。

2ページ以降につきましては、さらに具体的な第8期計画の取組状況、第9期計画の骨子等を取りまとめておりますので、専門部会の事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○石崎環境対策課長

霞ヶ浦専門部会の事務局を務めております環境対策課の石崎でございます。

着座にて説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

まず、2 第8期計画における取組状況について説明させていただきます。

(1)の施策の取組状況でございますが、第8期計画におきましては、下水道等の整備・接続の促進や、高度処理型浄化槽の設置促進、あるいは小規模事業所への重点指導、良質

堆肥の流域外利用等の促進など、浄化効果の高い事業に重点化して水質保全対策に取り組んでまいりました。

(2)の水質概況でございますが、令和7年度の霞ヶ浦のCODは全水域平均で1リットル当たり7.7mgと、第8期計画の目標値を達成しませんでした。

また、全窒素につきましても、0.94mgと計画の目標値を達成しませんでした。

一方、全りんにつきましては、0.089mgと、計画の目標値を達成いたしました。

3ページをご覧ください。

第9期計画の骨子についてご説明いたします。

(1)湖沼の水質の保全に関する方針でございますが、先ほども説明いたしましたとおり、霞ヶ浦の水質は十分な改善には至っていない状況でございます。

このため、引き続き汚濁負荷の削減を進め、霞ヶ浦の水質浄化を図ってまいりたいと考えてございます。

また、2018年に当県で開催された世界湖沼会議で採択された「いばらき霞ヶ浦宣言2018」を踏まえ、豊かな霞ヶ浦を次世代へ継承するための取組を進めるとともに、新たに、先ほどもご紹介いただきましたとおり、霞ヶ浦ふれあい指標を策定いたしまして、その評価結果を県内外へ発信していきたいと考えてございます。

4ページをご覧ください。

(2)湖沼の水質の保全に資する事業でございますが、西浦と北浦で生活排水の処理状況や汚濁負荷の流入状況などが異なることから、水域ごとに目標値を設定いたしまして、生活排水対策や湖内対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

(3)湖沼の水質の保全のための規制その他の措置でございますが、西浦と北浦で水質汚濁の要因が異なることから、水域ごとに目標値を設定し、工場・事業場対策、畜産対策、農地対策、漁業対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、豊かな霞ヶ浦を次世代へ継承していくため、健全な水環境の維持や良好な自然環境の創出に向けた対策にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

最後に、第9期計画からの新たな取組として、第8期計画中に検討を進めてきた霞ヶ浦ふれあい指標を県内外に分かりやすく発信し、霞ヶ浦に、より親しみを持ってもらうとともに、豊かさを実感してもらえよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

参考資料1-1をご覧ください。

1の目的に記載しましたとおり、霞ヶ浦ふれあい指標は、感覚による評価と豊かさの評価を組み合わせたものを指標としてございます。

2の評価方法にそれぞれの評価方法をまとめてございます。

まず、感覚による評価ですが、主に地域住民を対象としたモニターに、調査地点を設定した霞ヶ浦沿岸の12地点における景観や香りなどの6項目を各5点満点で評価いただき、その結果を基に親しみやすさを評価するものでございます。

次に、豊かさの評価ですが、農業用水量やサイクリストの人数など9項目について最新

の統計データを過去のデータと照らし合わせて各10点満点で評価し、その結果を基に恩恵の度合いを評価するものでございます。

霞ヶ浦ふれあい指標は、それらの評価結果を組み合わせたもので、令和7年度の霞ヶ浦は「やや親しみやすい環境で、恩恵をよく受けている」と評価したところでございます。

3 評価結果の発信でございますが、霞ヶ浦ふれあい指標による評価結果をレーダーチャートなどを使いながら、分かりやすく県内外に発信し、霞ヶ浦が持つ親しみやすさや豊かさをアピールしていきたいと考えてございます。

第9期計画の策定状況に関する説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご意見、ご質問などをいただきたいと存じます。

また、オンライン参加の方は、挙手機能を利用し、指名されましたら、マイクをオンにしてご発言くださいませ。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

小島委員。

○小島委員

ちょっと単純な質問なのですが、霞ヶ浦ふれあい指標についてなのですが、評価方法で、主に地域住民を対象としたモニターとなっているのですが、ここのモニターというのは、参加申し込みをしてもらったモニターを対象にするのか、住んでいる方にランダムにお願いするのか、どこかの場所に行って、こういうものを見つけた人がモニターとして参加するのか、そういうところと、何人ぐらいを予定しているのかというのを聞きたいのですが。

○石崎環境対策課長

霞ヶ浦ふれあい指標のモニターでございますが、県内外にホームページ等でこういった事業をやっているということを周知しておりまして、その周知に基づきまして申し込んでいただいた方にモニターになっていただいているという状況でございます。

そのモニターの方に、それぞれ、行きやすい地点を選定していただいて、それぞれの地点での景観であるとか、香りであるとか、そういったものを各々の感覚で評価していただくというような制度でございます。

現状のモニター数といたしましては、88名という状況でございます。私どもといたしましては、広くこういった活動を通じて霞ヶ浦をより身近に感じてもらえるようにしていきたいと考えておりますので、なるべく多くの方にモニターになっていただけるよう、これからしっかりと広報活動をしていきたいと考えてございます。

○小島委員

ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

続きまして、田村委員、お願いいたします。

○田村委員

ご説明ありがとうございます。

2つ質問がありまして、1つ目は先ほどのものに近いのですが、指標づくりのところで、特にアンケートみたいな感じで聞かれる部分について、継続性ですかね。同じ方がずっと続けられているとすると、親しみとかというのはだんだん高まってくるのではないかと思っていて、その辺のバイアスとかはどうするのかというのを感じました。

もう1点は、2の(1)のところにあった第8期計画の施策実施の進捗率とかあると思うのですが、特にぱっと見て進捗率が低い指標が幾つかあると思うのですが、そのあたりは第9期ではどういうふうに取り組まれるのかというあたりを少しご説明いただければと思います。

以上です。

○石崎環境対策課長

ありがとうございます。

特にバイアスの件につきましては、考慮はしていない形にはなっております。

一方で、同じ方にずっと継続してやっていただくことによって、霞ヶ浦の景観の変化というのが同じ尺度で測れるという部分もございますので、そこはそういった観点もあるのかなと考えているところでございます。

また、進捗率の低い事業に関してでございますが、今回の進捗率が低かったものとしたしましては、生活排水対策等がございます。生活排水対策につきましては、生活排水が処理されていない単独処理浄化槽を使っているご家庭をなるべく合併処理浄化槽、あるいは下水道への転換を進めていくということを考えて、しっかりと進めているところでございますが、今、霞ヶ浦流域は85%ほど生活排水処理率が向上してきておりますので、残ったご家庭というのは、高齢世帯とか、そういった方が残ってきているような状況でございますので、とはいっても、そういったご家庭もしっかり生活排水処理対策を進めていきたいと考えておりますので、市町村と一体となりながらこういった補助事業をやってございますので、補助事業の周知をしっかりとやって、なるべく転換していただけるように広報活動等をしっかりとやっていきたいと考えてございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

そのほかにもございますでしょうか。

水野委員。

○水野委員

参考資料１－１の目的のところでは、県内外の方に分かりやすく発信「する」と書かれております。だけど、資料１の４ページの霞ヶ浦ふれあい指標による評価のところでは、県内外に分かりやすく発信して「いく」という形になっておりました。「する」と「いく」はちょっと違うのかなという感じを受けました。言葉のちょっとした違いかもしれませんが、評価をするために、発信する際に、SNSとか、デジタルなども含めて、ここだけではなくて、県内外の人にもっとたくさん発信していかないと霞ヶ浦のよさが伝わらないのではないかなという形で、もう少しPRの仕方とか評価も発信しやすいようにしたほうがいいのではないかなと思いましたが、その辺のところはいかがなのでしょう。

○石崎環境対策課長

表現の仕方がちょっとずれてしまったところは特にこちらとして意図があったわけではなくて、申し訳ありません。

現状は、ホームページ等を活用しながら霞ヶ浦ふれあい指標の結果を幅広く発信していきたいと考えてございますので、霞ヶ浦ふれあい指標を使って、なるべく霞ヶ浦のよさをPRしていきたいと考えてございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

続きまして、甲斐田委員、お願いいたします。

○甲斐田委員

霞ヶ浦ふれあい指標の豊かさの評価についてちょっと私が理解し切れていないかもしれませんが、統計データを収集して、それに基づいて10段階で評価というのは、評価するのは住民ではなくて行政ということになるのでしょうか。その場合に、どのように立方メートルとか1,000人とかいうのを、恩恵を受けているとか、よく受けているとかというふうに評価できるのかなと思ひまして、厳しくもできるし、緩くも評価できてしまうように思うのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○石崎環境対策課長

豊かさの評価ですが、過去のデータを踏まえまして、あとは過去のデータの経緯とか、あるいは今後の伸びとかを考慮しまして、一定の尺度を決めているというところがございます。それに基づいて、県のほうで統計データを用いて、その尺度の中のどこに入っているのかというところで点数化しているという形でございます。

○甲斐田委員

分かりました。

せっかく数値を収集されているとのことなので、それも並記しながら、分かる人には、より深く理解できるような情報発信にしていいただければと思います。

以上です。

○石崎環境対策課長

ありがとうございました。参考にさせていただきます。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

ありがとうございます。

ただいまいただきましたご意見やご提案を踏まえまして、引き続き、専門部会において計画案の検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告事項 本県環境の概況及び関連施策についてでございます。

こちらは、複数の課にまたがる内容となっております。事務局から順番に説明をお願いいたします。

○市村環境政策課長

環境政策課の市村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

資料2をご覧くださいければと思います。

本県環境の概況及び関連施策についてでございます。

こちらにつきましては、本県環境の概況全般と、それぞれの関連施策や今後の対応の方向性につきましてご報告させていただくものでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、1の温室効果ガス排出量の状況についてでございます。

現時点で最新の2023年度の排出量は、CO₂換算で4,273万トンでございまして、地球温暖化対策実行計画の基準年であります2013年度から17.7%の減少となっております。

また、前年度の2022年度比では4.5%の減少となっております。その要因といたしましては、各排出部門におけます省エネルギーの取組が進んだことや、電力の排出係数の改善、すなわち、燃料転換や再エネの比率の増加ということでございますが、そういった改善などに加えまして、鉄鋼業の産業活動の低下などによりまして、二酸化炭素排出量の削減が進んだためと考えております。

下の表は、各排出部門別の二酸化炭素排出量の年次推移でございます。

2023年度におきましても、産業部門からの排出量が最も多く、CO₂換算で2,616万トンと、全体の約65%を占めておりまして、本県の排出状況の特徴となっております。

また、基準年度(2013年度)と比較した増減率は、それぞれ、産業部門ですと14.8%の減、業務部門で29.6%の減、家庭部門で26.9%の減、運輸部門で16.2%の減となっております。

恐れ入ります、次に、2ページをご覧くださいければと思います。

こちらは、2025年度大気・水質等の状況についてでございます。

まず、(1)の大気環境の状況でございます。

①の一般環境大気測定といたしましては、環境基準設定物質としまして二酸化いおうなどの6物質を、②の自動車排出ガス測定では二酸化窒素などの4物質を、さらに、③の有害大気汚染物質測定ではベンゼンなどの4物質を測定局で測定しました結果、①の一般環境大気測定の光化学オキシダントを除きまして、全て環境基準を達成しております。

なお、光化学オキシダントにつきましては、全国におきましても、環境基準の達成率が極めて低い状況となっております。

次に、(2)の水環境の状況でございます。

生活環境項目につきましては、環境基準の累計を指定しております河川、湖沼及び海域の115水域で調査しました結果、84の水域で環境基準を達成しております。

健康項目につきましては、130地点で調査しました結果、ほう素が1地点で環境基準を超過いたしましたが、それ以外は環境基準を達成しております。

なお、基準超過がありました地点、こちらは湖沼でございますが、こちらは海水の影響により値が高くなったものと推定してございます。

3ページをご覧ください。

(3)の地下水の状況でございます。

県内58地区で調査しました結果、52の地区で環境基準を達成しております。

また、検出がありました地区につきましては、汚染事実及び飲用上の注意につきまして周知しますとともに、周辺の調査を実施してございます。

次に、(4)の霞ヶ浦の状況でございます。

CODは全水域平均で7.7mg/Lとなり、近年は7mg/L台で推移しております。

次に、(5)のダイオキシン類の状況でございます。

大気や土壌などで調査しました結果、公共用水域の3地点を除き、全ての地点で環境基準を達成しております。

なお、基準超過がありました3河川につきましては、過去に流域で使用されました農薬によるものと推定してございます。

次に、4ページをご覧ください。

3の廃棄物処理の状況についてでございます。

まず、一般廃棄物の排出量につきましては、直近のデータである2024年度においては96万1,000トンと、2023年度に比べまして6,000トン減少しております。

また、最終処分量は5万4,000トンと、こちらも3,000トンの減少となっております。

次の産業廃棄物につきましては、5年ごとに調査を実施しております。2023年度においては、排出量は1,154万トンと、前回の調査の2018年度に比べ7,000トンの減少、再生利用率は2.1ポイントの低下となっております。

最終処分量については、48万1,000トンから71万8,000トンに大きく増加しておりますが、主な増加理由は、火力発電所の埋立処分量の変動によるもので、そちらを差し引くと、ほぼ横ばいとなっております。

次の不法投棄の新規発生件数につきましては、ゲリラ投棄の増加等の要因により、2018年度から増加に転じたところでございます。2020年度には197件とピークを迎えておりますが、その後、減少に転じ、直近の2025年度においては85件と、対策の効果が現れている状況でございます。

本県環境の概要につきましての説明は、以上でございます。

続きまして、恐れ入りますが、5ページをご覧ください。

主な関連施策の今後の方向性でございます。

まず、地球温暖化対策実行計画の進行管理でございますが、同計画の実行性を高めるため、茨城県地球温暖化対策実行計画推進委員会において、施策の進捗確認や指標による評価を行っております。

また、県内の温室効果ガスの実態を把握するため、年間排出量の推計調査を実施しております。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、同計画の進行管理を行いますとともに、国の地球温暖化対策の動向等を注視しまして、計画の改定等を検討してまいります。

次に、事業所向けの省エネ対策の推進でございます。

中小規模事業所を対象に、専門家によります省エネルギー診断を実施し、設備の運用改善や省エネ設備導入等につきまして技術的な助言を行っております。

また、省エネルギー診断を受けた事業所を対象に、省エネ設備導入に係ります経費の一部補助を実施しております。

さらに、環境に配慮した取組の普及を図るため、簡易な環境マネジメントシステムでございます茨城エコ事業所登録制度の拡大を図っております。

今後の方針・方向性でございますが、茨城エコ事業所登録制度のさらなる普及などによりまして、環境に配慮した事業活動の裾野を広げるとともに、省エネ対策を実施する事業所に対して、具体的な技術的助言など実効性のある支援を行うことで、産業部門や業務部門におけます温室効果ガス排出削減を図ってまいります。

次に、家庭向け省エネ対策の推進でございます。

事業者や県民に環境配慮型のライフスタイルの定着を促しますいばらきエコスタイルの普及啓発や、各家庭が行います省エネ取組の成果を見える化するいばらきエコチャレンジを推進しております。

また、エネルギー診断士が各家庭のエネルギー使用状況を診断し、効果的な省エネ対策をアドバイスする家庭の省エネ診断を実施しますとともに、6ページになりますが、家庭におけます再生可能エネルギーの普及を推進するため、市町村を通じた家庭用蓄電池の導入支援を行っております。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、いばらきエコスタイルの普及啓発に取り組みますとともに、いばらきエコチャレンジや家庭用蓄電池の導入補助などを通じ、家庭部門におけます温室効果ガス排出削減を図ってまいります。

次に、再生可能エネルギーの普及推進でございます。

再生可能エネルギーの適正な導入促進のため、県ガイドラインの周知徹底を図りますとともに、市町村と連携して、事業所に対する指導・助言を行うことで、太陽光発電設備の適正導入を推進してございます。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、太陽光ガイドラインの運用により、地域と共生した再生可能エネルギーの適正導入を推進しますとともに、家庭向けの蓄電池補助事業などを通じて再生可能エネルギーの普及拡大を図ってまいります。

最後に、他部の取組とはなりますが、いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクトでございます。

こちらは、産業部門に対する取組として紹介させていただきます。

重要港湾であります茨城港や鹿島港、大規模製造業・研究機関の集積といった本県のポテンシャルを生かし、カーボンニュートラルの産業拠点の形成などに向けた取組を進めることで、新産業の創出や産業競争力の強化を目指してございます。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、この2つの重要港湾を生かしたクリーンエネルギー拠点の形成を目指し、民間主導の実行可能性調査への支援によりまして、企業の取組を後押ししていくとともに、投資呼び込みや産業集積を図るなど、カーボンニュートラルに対応した新たな産業拠点の創出を推進してまいります。

環境政策課からの説明は、以上となります。

以降につきましては、各担当課からご説明させていただきます。

○石崎環境対策課長

環境対策課の石崎でございます。

環境対策課の主な関連施策及び今後の方向性についてご説明いたします。

着座にてご説明させていただきます。

同じ資料の7ページをご覧ください。

まず、大気保全対策でございますが、昨年度は、大気保全防止法等に基づき、415件の工場・事業場に立入検査を実施し、規制基準の遵守等について指導を行いました。

また、一般環境大気測定局等において、大気汚染物質の常時監視や有害大気汚染物質の測定を行い、光化学オキシダントを除く全ての項目で環境基準を達成していることを把握いたしました。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、工場・事業場への立入検査を行い、大気汚染物質の排出抑制を図るとともに、大気汚染状況の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握してまいります。

次に、水質保全対策でございますが、昨年度は、水質汚濁防止法等に基づき、1,227件の工場・事業場へ立入検査を実施し、規制基準の遵守等について指導を行いました。

また、公共用水域や地下水の常時監視を行い、115の公共用水域のうち84水域で生活環境項目に係る環境基準を達成していることを把握いたしました。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、工場・事業場への立入検査を行い、排水基準遵守の徹底を図るとともに、公共用水域及び地下水の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握してまいります。

8ページをご覧ください。

霞ヶ浦の水質保全対策でございますが、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策、工場・事業場対策、農地・畜産対策など、汚濁負荷削減効果の高い事業に重点化して実施しております。

生活排水対策では、浄化効果の高いNP型高度処理型浄化槽の設置費の補助を実施いたしますとともに、工場・事業場の排水対策では、飲食店やコンビニ等の小規模事業所へ重点的に立入検査を実施し、排水基準の遵守徹底について指導を行いました。

さらに、農地・畜産対策では、霞ヶ浦流域内等で生産された堆肥を流域外へ流通する取組に対する補助等を行いました。

今後の方針・方向性でございますが、先ほどご報告させていただいたとおり、第9期の湖沼水質保全計画を策定し、森林湖沼環境税などを活用しながら、汚濁負荷削減効果が高い事業を重点化して実施し、霞ヶ浦の水質浄化を推進してまいります。

最後に、ダイオキシン類対策でございますが、昨年度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、31件の工場・事業場へ立入検査を行い、規制基準の遵守等について指導を行いました。

また、県内の大気や公共用水域等の常時監視を行い、3地点を除き、全ての地点で環境基準を達成していることを把握いたしました。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、工場・事業場への立入検査を行い、ダイオキシン類の排出抑制を図るとともに、大気・公共用水域等におけるダイオキシン類の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握してまいります。

なお、参考資料として、公共用水域・地下水の水質事案対策専門部会や霞ヶ浦専門部会などに報告いたしました測定結果などを添付してございますので、後ほどご覧いただきます。

環境対策課からのご説明は、以上でございます。

○小澤廃棄物規制課長

廃棄物規制課長の小澤でございます。

着座にて説明させていただきます。

同じ資料2の9ページをご覧ください。

まず、産業廃棄物の不法投棄対策でございます。

ゲリラ投棄などの不法投棄等の早期発見・早期対応を図るため、2021年度から、警察OBなどからなる専門チームにより、早朝・夜間を問わずパトロールを実施するほか、24時間監視可能なWebカメラの稼働拡充など、監視・指導体制を強化するとともに、不法投棄等通報アプリや報奨金制度の運用など、発見・通報体制の充実を図っております。

これらの取組により、2020年度には197件あった不法投棄の新規発生件数は、昨年度2025年度には85件と減少しております。

引き続き、監視・指導体制の強化や、発見・通報体制の充実に取り組むとともに、不法投棄等事案の約7割を占める建設系廃棄物について、重点的にパトロールを実施し、市町村や警察などと密接に連携して厳格に対応することにより、「茨城は捨てづらい」環境づくりを進めてまいります。

次に、不適正残土対策でございます。

不適正な残土搬入事案について、生活環境の保全を目的とする残土条例と、災害の防止を目的として昨年4月に運用を開始した盛土規制法に基づき、市町村等と連携して監視・指導を行うとともに、警察と連携して合同取締りを実施するなど、厳格な対応を行っているところです。

これらの取組により、残土条例違反による不適正事案の新規発生件数は、ピーク時の2021年度の105件から、昨年度2025年度は57件に減少しております。

また、盛土規制法違反の新規発生件数は、昨年度2025年度は18件で、そのうち6件は残土条例にも違反した事案となっております。

今後とも、不法投棄と共通する対策として、監視・指導体制の強化と発見・通報体制の充実に取り組んでまいります。

次に、再生資源物の適正保管の推進でございます。

金属スクラップやプラスチック等の再生資源物の不適正な保管による崩落や火災等を未然に防止するため、2024年4月に施行した再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例に基づき、事業場の設置を許可制としており、保管基準や囲いの可視化等の基準を定め、規制しております。

なお、条例施行時に既に設置されていた既存事業場については、経過措置として、届出により認めたところです。

県内の再生資源物屋外保管事業場の数は、本年7月15日現在で441事業場であります。

10ページをご覧ください。

昨年来、県内のヤードで度重なる火災が発生したことを踏まえ、火災延焼の一因ともなる保管基準違反の66の事業場に対して、条例に基づく勧告を行い、7月15日現在で勧告に従わない32事業場の事業者名等を公表しているところです。

公表しても改善されなかった9事業場については、基準に適合するよう、措置命令を発出したしました。

なお、勧告及び公表を通して、25事業場で保管状況が改善しております。

9ページに戻りまして、今後は、既に措置命令を発出した9事業場については、履行期限までに改善されなければ、許可取消し、刑事告発を行うとともに、そのほかの公表中の32事業場についても、改善されなければ、順次、措置命令を発出するなど、厳正に対処してまいります。

その他の各事業場に対しても、引き続き、定期的に立入検査、改善指導を行い、保管状況や囲いの状況に基準不適合がある場合は、条例に基づく勧告を行い、それでも改善されなければ、公表、措置命令など、厳正に対処してまいります。

廃棄物規制課からの説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○綿引資源循環推進課長

資源循環推進課長の綿引でございます。

着座にて説明させていただきます。

同じ資料の10ページをご覧ください。

総合ごみ減量化対策といたしましては、廃棄物の3Rや食品ロス削減等に関する意識啓発として、集団回収優良団体の表彰やエコ・ショップ制度等の取組を行っており、今後も、引き続き、これらの取組を推進することで、ごみの排出量のさらなる削減を図ってまいります。

また、食品ロスの削減につきましては、当課においては、食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減キャンペーンの実施など、普及啓発活動に取り組んでおります。

次に、いばらきフードロス削減プロジェクトの推進でございます。

本事業は、環境政策課で実施しておりますが、事業系フードロスを削減するため、食品関連事業者等の取組を促進及び支援するものでございます。

主な実績としましては、フードロスを抱える事業者と活用したい事業者のマッチングを行う窓口の運営や、2番にありますとおり、食品製造工程で発生する残渣の飼肥料化に取り組む事業者への補助を行ったほか、11ページになりますが、新たにフードドライブキャンペーンなどを実施したところでございます。

引き続き、食品関連事業者と連携し、事業系フードロスのさらなる削減を図ってまいります。

減量化・再資源化促進事業につきましては、県産業資源循環協会への委託により、廃棄物再資源化指導センターを設置し、排出事業者に対する相談対応や情報提供等を実施しており、今後も、引き続き、これらの取組を通じて、産業廃棄物の減量化や再資源化を促進してまいります。

資源循環推進課からの説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご質問はございますでしょうか。

オンライン参加の方は、挙手機能を使用し、指名されましたら、マイクをオンにしてご発言ください。

いかがでしょうか。

○水野委員

2つほど質問させていただきたいと思います。

6ページの家庭における再生エネルギーの普及を推進するために、家庭用蓄電池の導入支援を行う市町村に対し、定額での補助を実施すると書いてあるのですが、全域の市町村ではなく、実際に県で把握している市町村の数はどのぐらいあるのか、何割ぐらいなのかということを知りたいなと思いました。

2つ目の質問ですが、9ページの再生資源の不適正な保管ができない場合の公開中の32事業場の対応なのですが、できない場合は、措置命令及び許可取消しなども行いますが、実際にできない場合、ほかの事業所が、残ってしまった再生資源物をどのようにサポートして処理していくのかということ、そういう形で処理ができなかったときの対応というのは、取消し・命令だけではなく、残されたものはどういうふうに分断されていくのかなということなどで疑問を持ちましたので、2つの質問をお願いしたいと思います。

○内藤会長

お答えをお願いいたします。

○市村環境政策課長

1番目の蓄電池の件で、環境政策課のほうでお答えさせていただきたいと思います。

家庭用蓄電池でございますが、市町村が補助を行う際に、県が補助を出すという形を取っておりまして、今、県内44市町村のうち41の市町村で実施しているという状況でございます。

よろしいでございますでしょうか。

○水野委員

はい。大丈夫です。

○小澤廃棄物規制課長

廃棄物規制課の小澤でございます。

2つ目のご質問、9ページの再生資源物の事業場で、命令・取消しなどを行った後に残された保管物をどうしていくのかというご質問だったと思います。

こちらについては、我々も問題意識を持っておりまして、なかなか一筋縄ではいかないということなのですが、置いてあるものは有価物ということで、取引価値があるものというふうに認識しておりますので、例えば、ほかの事業者に取り取ってもらうよう、その保管事業者に働きかけるといったことをやっていく。

それでも引き取ってもらえないものは、そもそも廃棄物だということで、廃棄物処理法に基づく適正な処分などを指導していくという、そんなことで考えております。

○水野委員

ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

古米副会長。

○古米副会長

資料2の1ページ目のところの排出部門別二酸化炭素排出量の推移と実行計画との関係のところでお聞きしたいと思います。

この表を見ると、2013年を基準にして、2023年で何%削減されたかという整理がされていますが、2020年、令和2年度の排出量の値は急激に低下していて、再び令和3年度に上がっているということなので、算出方法がどこかで変わったのかなと推察しますが、そのことについて確認をさせていただきたいと思います。

地球温暖化対策の実行計画には部門があって、産業、業務、家庭、運輸以外に、エネルギー転換部門とその他非エネルギー関係のCO₂であるとか、メタン、一酸化窒素、フロンといったものも部門立てされていると思います。きっとその二つはその他という項目にひとまとめにされているのかなと思いますので、その点について確認させてください。2番目です。

3番目です。

排出量の計算方法が一定になったと思われる令和3年、令和4年、令和5年において、どの程度ずつ排出量が下がってきているかという、各部門もせいぜい2%か3%しか減少しておりません。2030年の削減目標である産業では38%、業務では51%、家庭では66%、さらには、運輸は35%という数値を考えると、表にある2023年度から目標年度の2030年までの期間を考えると、削減率の増分はせいぜい十数%なり20%程度なのかなと。そうすると、産業部門はどうにかなるのかも分かりませんが、業務、家庭、運輸についてはかなり苦しいのではないかなと思います。その点について、今後、どう展開されていくのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○内藤会長

お願いいたします。

○市村環境政策課長

ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の令和2年、2020年度に大きく排出量が減っているというお話ですが、ここはコロナの影響で、産業がかなり停滞しました関係で、産業部門、それから、民政部門もかなり減っております。それで、一度、急激に落ちたということで、その後、産業が復活してきましたので、また増え始めてきているという状況でございます。

2点目の話の。

○古米副会長

その他のところの範囲ですよね。

○市村環境政策課長

大変恐縮です。

その他の部門でございますが、大変恐縮でございますが、参考資料２－１をご覧くださいませうでしょうか。参考資料２－１の６ページ、ちょっと細かい表でございますが、ございます。

６ページの上段の表に二酸化炭素というのがまずございます。二酸化炭素で、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門とございまして、残りの３つ、転換部門とプロセス部門と廃棄物部門がその他という計上になってございます。

メタンと一酸化窒素、フロンはまた別途の計上となつてございます。

それから、今ご質問にありました将来的に難しいのではないかというお話なのですが、同じ資料の８ページをご覧くださいきたいと思います。参考資料２－１の８ページでございます。

各部門、将来の目標を立てて削減しているわけでございますが、このグラフは、削減率は各部門とも国の目標と同じでございます。例えば、産業部門ですと、国のほうでは、2030年に向けまして38%まで削減するということでございまして、県のほうの産業部門も同じでございます。

最も問題となっております私たちの県で圧倒的に排出量が多い産業部門については、今、この点線に乗ってくれば将来目標に達するというものでございまして、なかなか乗ってこないというのが現状でございます。

やはり鉄鋼業など転換が非常に難しい業種が多くございますので、そこを何とか今後減らしていかなければならないということで、先ほどご紹介しました水素・アンモニアのような港湾の取組などを行っておるという状況でございます。

それから、同じく下の表でございますが、例えば家庭部門ですと、国のほうにおきましても、まだ目標に対して開きがあるという状況でございます。県のほうも同じでございます。

家庭部門で最も大きいのは、やはり電気の使用によりますCO₂でございまして、電気が、要は、再生可能エネルギーの割合が増えていかないと、ここは圧倒的になかなか減らないということでございますので、省エネを進めながらも、できるだけ再生可能エネルギーの電源構成を変えていくということに努力を国全体としてやっていかなくてはならないということだと思います。

業務部門につきましては、何とか、今、目標の点線に乗ってきているということでございます。

それから、運輸部門につきましても、国も県も同じでございますが、まだ乗ってきていないという状況でございまして、景気が活発になりますと、民間のほう排出量が多くなつてしまひまして、例えば、ガソリン価格の上昇などで、一時期、使用量が減つたということで削減されたようなこともあります。ここは、引き続き、省エネというか、低燃費の車に買い換えるとかいう施策を行っていきつつ、国とも連動してやっていかなくてはな

らないというところかと思っております。

以上でございます。

○古米副会長

ありがとうございました。

○内藤会長

ありがとうございました。

続きまして、金森委員、よろしくお願いいたします。

○金森委員

ありがとうございます。

私がコメントしたいのも温室効果ガス排出量のところになりますが、県として何か対策を進められる部分と、あとは、どう頑張っても県でやれることには限界がある、あるいは、県としてはなかなか関与しづらいような対策みたいなものがある中で、資料を作るときに、そこが明確に分けて示したほうがよろしいのではないかなと思っています。

例えば、先ほどから、説明の際に、電力の排出係数がみたいなお話があったかと思いますが、その部分はなかなか県の努力だけでどうこうできないというような問題があるのであれば、例えば、計画の中で、電力の排出係数の改善で、実はこれぐらいの削減を見込んでいたけれども、そこは思ったより進んでいない。それ以外の部分で、あとは県の努力としてこれぐらい排出削減をしなくてはいけないのだけれども、それはここまで進んだ、そういう示し方をしたほうが、明確に県として対策が進んでいるのかということが分かると思うので、そういうふうにデータを作り替えるか、見せ方を変えるということはできないでしょうかというのが私からのコメントです。

以上になります。

○内藤会長

お願いいたします。

○市村環境政策課長

ありがとうございます。

ご指摘の点、よく理解しているつもりでございます。

一方で、国の施策と県の施策が連動する部分もございまして、なかなか分けるといった点も難しい点がございます。

一方では、計画の推進状況というのは、例えば、先ほど来の資料で恐縮でございますが、参考資料2-1の9ページにございますが、各部門ごとに県の取組としてできるものを指標化して、目標を立てて取り組んでいるという状況でございまして、そういったものについて、毎年毎年、進捗管理をしながらやっている。こういった見せ方で、県としての取組状況を知ってもらえたらと思っております。

以上でございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

続きまして、内田委員、お願いいたします。

○内田委員

自動車研、内田です。

大気保全対策についてコメントがあるのですが、こちらの主な実績のところ、光化学オキシダントを除き、全ての項目で大気基準を達成みたいなどころはあるのですが、茨城県の環境白書を拝見させていただいたときに、炭化水素について、環境白書の中でも、環境基準は達成していますが、環境基準が定められていない午前6時から9時の間の3時間の平均値をちょっとオーバーしたところがありましたと書かれています。今、大気保全対策の中で、工場や事業場などに規制基準の遵守について指導は行っていて、今後の方針についても、引き続き、それを行うというところなのですが、オーバーしたことに対して、規制基準の遵守はもちろんのこと、さらに減らしていくような対策を県として何か講じていくのか、金森委員からもあったみたい、県としてはもうこれ以上関与できないところがあるのかというところが少し気になりました。

なので、県としてもっと積極的に、少しオーバーした部分について対策していく、今後の方針のところ、何か加えるべきことがあれば加えていただきたいと思った次第です。

もう一つは、光化学オキシダントの新しい基準ができていますので、茨城県としては、古い環境基準に対する達成率はゼロ%ですが、新しい基準に対してどれほどの達成率があるのかというところは、今後のデータとして作っていただければなと思いました。

以上でございます。

○内藤会長

よろしくお願いいたします。

○石崎環境対策課長

県といたしましては、基準に対して超過した場合であれば、事業所に対して指導ということになっていきますが、そうでない部分はなかなか難しい部分ではないのかなと考えているところでございます。あくまでも行政指導という形で、事業所さんに削減をお願いしていくというような形になろうかなと思っています。

光化学オキシダントの環境基準の見直しについてでございますが、改定前が1時間値が0.06ppm以下という基準であったものが、改定後は、オゾンとして8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下ということで、なかなか複雑な形にはなっておりますが、そういった形で、令和7年度の達成率の試算を行っております。令和7年度の達成状況でございますが、改定前の算定方法でいきますと、ご説明させていただいたとおり、測定局30局中、達成局はゼロという形でございますが、環境基準の改定後の値で達成率を改めて試算しますと、30局中2局が達成というような形になってございます。

以上でございます。

○内藤会長

よろしゅうございますか。

○内田委員

はい。ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございます。

続きまして、青柳委員、よろしくお願いいたします。

○青柳委員

中央大学、青柳です。よろしくお願いいたします。

2つございまして、1つ目は、温暖化対策等をはじめとする指標がたくさん挙げられていますが、この指標というのは、結果として、目標を達成することによって、例えば、温暖化だったら、CO₂の排出量がちゃんと減りますよというような位置づけで指標というのはつくられるものかなと思っているのですが、具体的にこの指標を達成したら、例えば、100%だと書いてありますが、どのくらい減るという試算などはされているのでしょうか。

もし試算されていないでやっているとすると、全部の指標が目標値を達成しても、現実にCO₂が減るのか、減らないのか、分からないということになってしまって、先ほども実効性のある対策をしていますというご発言がありましたので、その辺を、実際にどういうふうの実効性を持ってやっていって、その実効性というのを指標がどう担保しているのかというのを、その辺の関係性をご説明いただければと思います。

2つ目のどこかのやり取りで、廃棄物の定義について、有価物は廃棄物ではないというご発言が聞こえたような気がしているのですが、たしか、2000年の循環型関係の法律で、有価であっても、不要物は不要物であって、廃棄物であると、そんなような定義がされて、環境庁のサイトでも、その辺の廃棄物の定義の流れみたいなものをまとめた資料などがきれいに出ていまして、私も講義とかで使っているのですが、もしかしたら私のほうが間違いかもしいないので、すみませんが、その辺をご確認いただければと思いまして、2つ目の質問とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○内藤会長

お願いいたします。

○市村環境政策課長

ありがとうございます。

温室効果ガスのほうなのですが、先ほどありました県の施策の目標の個別のものと全体の目標値との連動性という関係ですが、やはり県の目標だけでは全体像は追えずに、今、県で出している最終的な各部門の目標というのは、国などと一緒にやっている、例えば、先ほど来出ている再生可能エネルギーの比率が上がってこないと達成できないというよう

なことで、国が目指すパーセンテージに、例えば、電気の中の再生可能エネルギー部分が国が達成するような数値になってきた上で、我々としての事業もやった上で、両方が加わって、最終的な、今、目標とする値になってくるといような連動性になっているということでご理解いただければと思います。

○小澤廃棄物規制課長

廃棄物規制課の小澤でございます。

2点目の有価物と廃棄物についてのご質問ですが、こちらは、再生資源物の金属スクラップやプラスチックについては、この条例が適用されるかどうかということを現場で判断するに当たって、廃棄物の該当性として、物の性状だとか、取引価値の有無だとか、通常の見取形態などを総合的に判断して、廃棄物か有価物かを判断することになっておりますが、そちらを判断して、廃棄物ではない、有価物であるというふうに判断されたものについて、これまでの廃棄物処理法では規制されなかったと、規制の根拠法令がなかったということで、こちらについては、県で再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例を2年前に制定して、屋外保管をする場合の規制を行っているということでございます。

なお、再生資源物ヤードの規制については、今年の廃棄物処理法の改正によりまして、今後は法律によって規制されることになるということでございます。

以上でございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

その他にございますでしょうか。

いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

ただいまいただきましたご意見、ご提案につきましては、事務局において今後の各種施策への反映の検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告事項につきましては、以上になります。

本日の議事全体を通しまして、ほかにご意見はございますでしょうか。

いかがでしょうか。

お願いいたします。

○白田委員

ちょっと気がついたことだけお願いをしたいと思います。

これから森林湖沼環境税がまた改めて県民にいくわけではありますが、そういった部分で、もっともっと環境対策を分かりやすく知らせることが必要。

特に、今日、1つ目のほうで、霞ヶ浦などで、いろいろなことをやってまいりました。そのときに、霞ヶ浦は、北浦、西浦は今このような状態、あるいは、涸沼は、そして、みんなが使っている千波湖も分かりやすい。こういうところの現況の状態を電光掲示板で知らせる。例えば、今は、ここはCODが7.7ですよ。あるいは、すぐ脇に、そういったこ

とで環境税を使って、高度処理型浄化槽を作って、今、そういうふうに直しているとか、そういうようなことをみんなに分かるようにすることによって、県民が誰もが環境対策に対してもう少し関心を持つ。そして、分かるようになる。そういうことを思っているのですが、そういうことをこれからやる必要性があるのではないか。

特に、アオコの除去に対しては、いついつ土浦でやって、それから、当時、高橋市長から、水戸の千波湖でもやってくれということによってやっていただきました。今は（施設は）なくなりましたが、そういうことをしているのだなということがみんなに分かるようになります。

それと同時に、できたら、千波湖については、市民は誰もが使っておりますから、そういう、非常に分かりやすいところに対しては、導水が良い感じであれば、本当にこうなるよとか、そういったことを、実態をぜひ県民生活環境部で見せるのが肝要ではないかなと思っているのですが、そういうことに対してもぜひご検討を私は願いたいと思っております。

○内藤会長

お願いいたします。

○砂押県民生活環境部長

白田委員、大変貴重なご意見をありがとうございました。

全くおっしゃるとおりでして、私も、もう大分昔、この県民生活環境部にいて、久しぶりに戻ってきたのですが、環境の仕事って、地道にしっかりやっていく。特に、霞ヶ浦の場合は、流入負荷の削減をこつこつと毎年ずっとやってきているということなのですが、なかなか一生懸命やっていることが県民に見えにくいということで、森林湖沼環境税のほうもぜひ継続させていただきたいと思っておりますが、そういったお金もしっかり使いながら、県民から見て分かりやすい、先ほど委員のおっしゃったアオコとか、非常に分かりやすいと思うのです。ですから、そういうところでしっかりと県民が、県がいろいろ取り組んでよくなってきていることがあるということを実感できるような、そんな対策をぜひ次の期はやっていきたいと思っております。今、白田先生から大変素晴らしいご意見をいただきまして、力強いご意見をいただいたので、ぜひ取り組んでまいりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上で、本日の議事を終了いたします。

委員の皆様方には、熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

内藤会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回茨城県環境審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては、10月の開催を予定しております。近日中に開催のご連絡をさせていただきますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

本日は、お忙しい中、本審議会へご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

オンライン参加の皆様は、随時、ミーティングからご退室ください。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。